

【所管事務の調査（報告）】

水道事業及び下水道事業の料金制度等  
のあり方について（中間報告）

# 水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について（中間報告）

令和7年4月28日

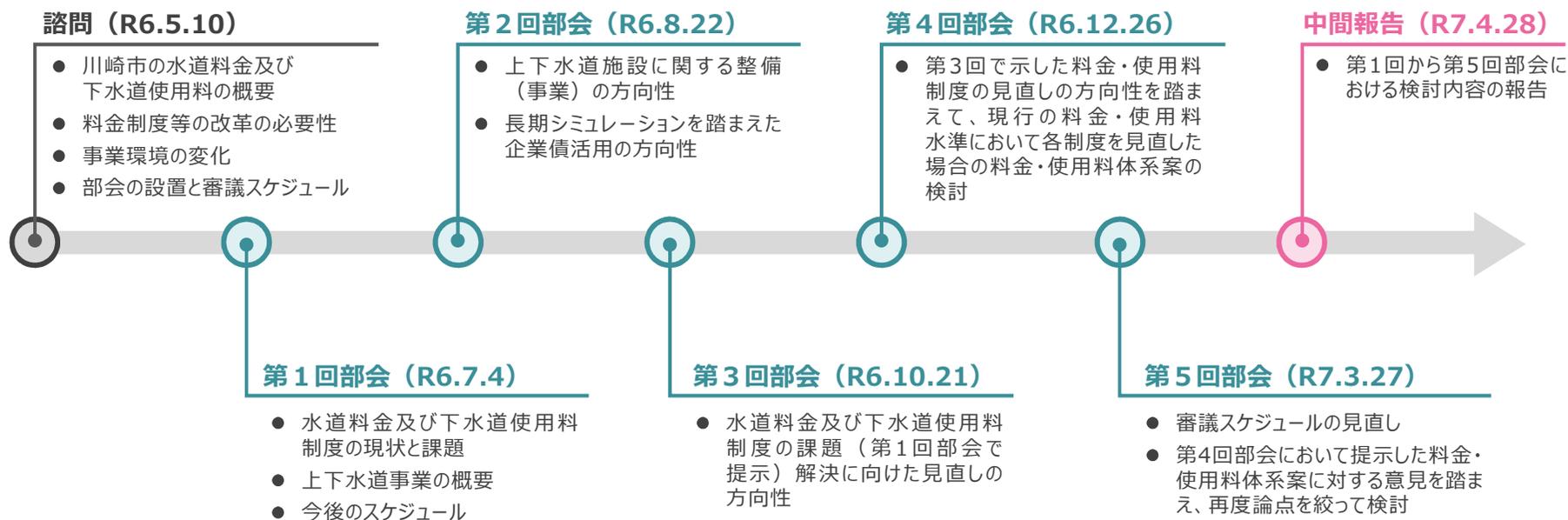
川崎市上下水道事業経営審議委員会

- 令和6年5月に諮問いただいた、水道事業及び下水道事業の料金制度等のあり方について、第1回部会から第5回部会にかけて検討した内容を取りまとめ、報告する。

## ● 諮問の趣旨

- これまで企業等の大口需要者にも支えられながら、水道・下水道の普及を進めてきたが、既に開発・拡張の時代から、維持管理・更新の時代へと変化している。
- 本市の産業構造が変化を遂げようとしている現在、**安定した事業運営に向けて、事業の持続性と負担の公平性を踏まえた本市にふさわしい水道料金・下水道使用料制度等のあり方について、意見を求める。**

## ● 審議経過



## 説明内容

- 1** 上下水道事業を取り巻く環境
- 2** 料金・使用料制度の検討状況
- 3** 予定スケジュール

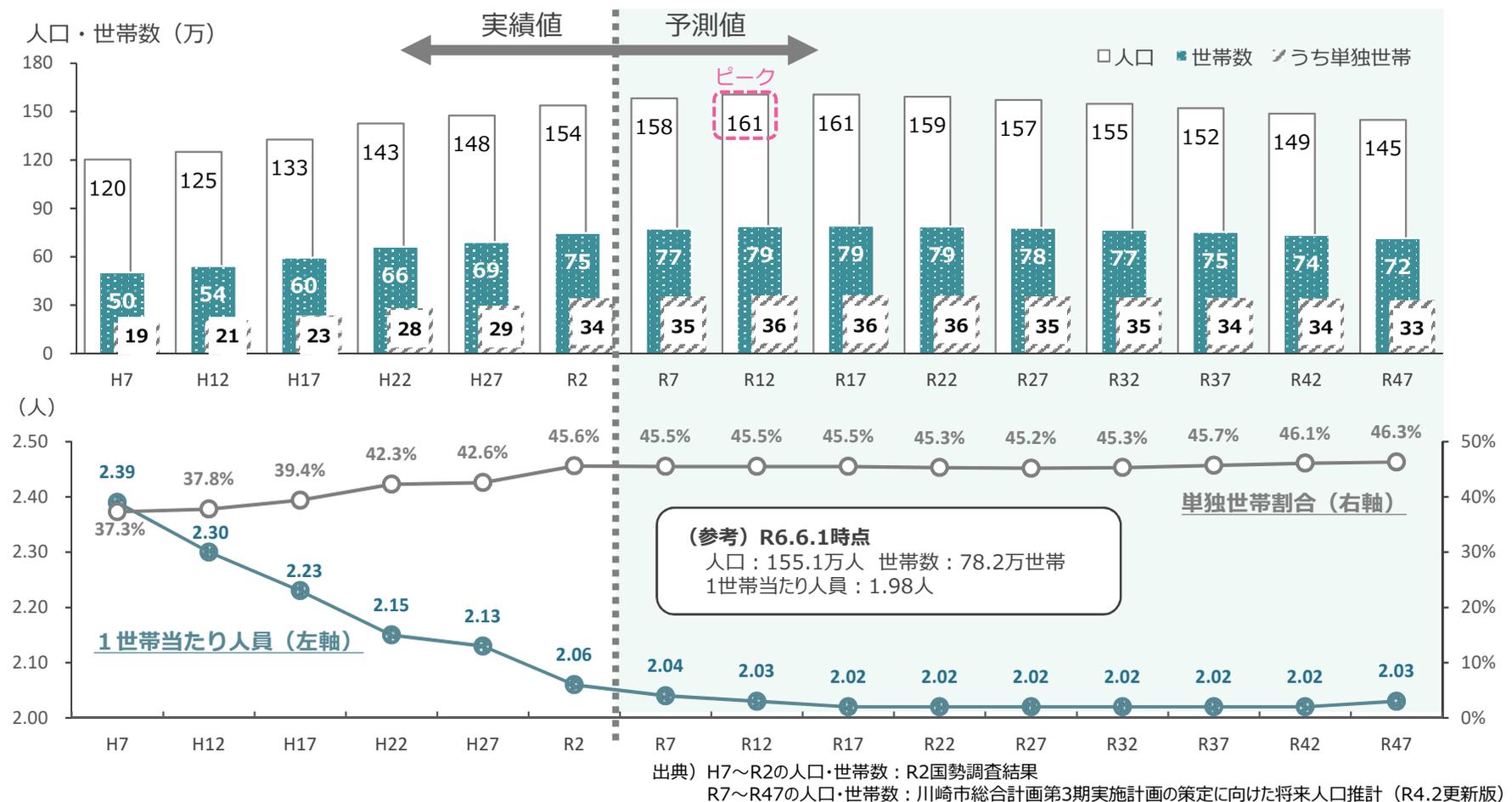
# 1

上下水道事業を  
取り巻く環境

# 1 上下水道事業を取り巻く環境

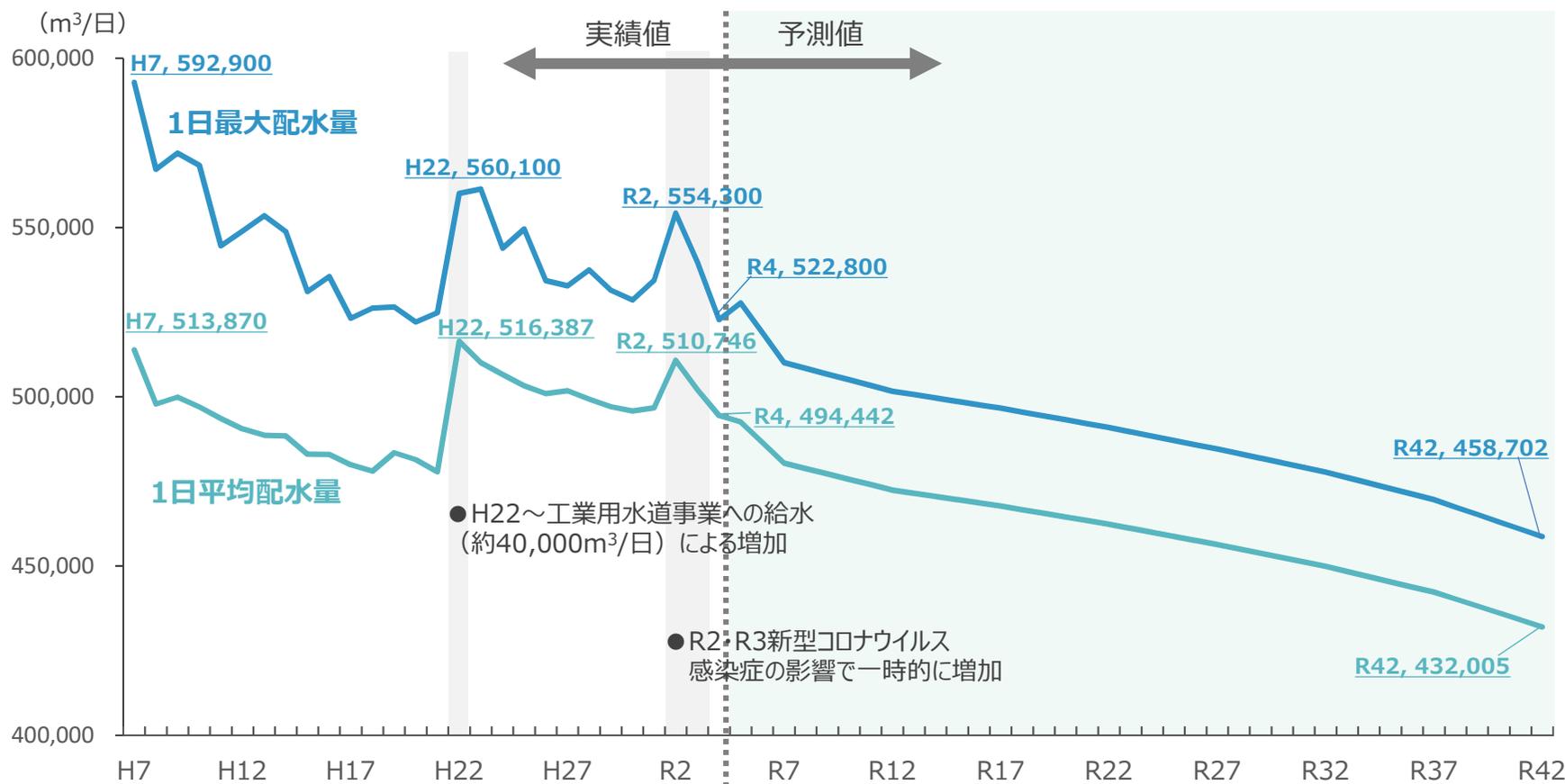
## ■ 川崎市の将来人口推計

- 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（令和4年2月更新版）によると、川崎市の人口は、当面増加傾向を示すことが想定されているが、**令和12（2030）年頃に約161万人となりピーク**を迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定される。
- 世帯数も人口と同様の推移が予測されており、今後、**単独世帯の占める割合が45%程度**で推移することが見込まれるとともに、**1世帯当たり人員は2.0程度**で横ばいとなるが見込まれている。



## ■ 水需要の推移

- 水道事業においては、人口増加に伴い生活用水は増加しているものの、月の使用水量51m<sup>3</sup>以上の大口需要の減少により、**1日最大配水量及び1日平均配水量はおおむね減少傾向で推移**しており、今後もその傾向は続くと見込まれている。
- 下水道事業においても、下水道処理人口普及率が99.5%と概成していることから、下水処理場への汚水流入量は水需要と連動し、今後もおおむね減少傾向で推移することが見込まれている。
- 水需要の減少は、水道料金・下水道使用料収入の減少につながることから、将来はより厳しい経営環境となることが予想される。

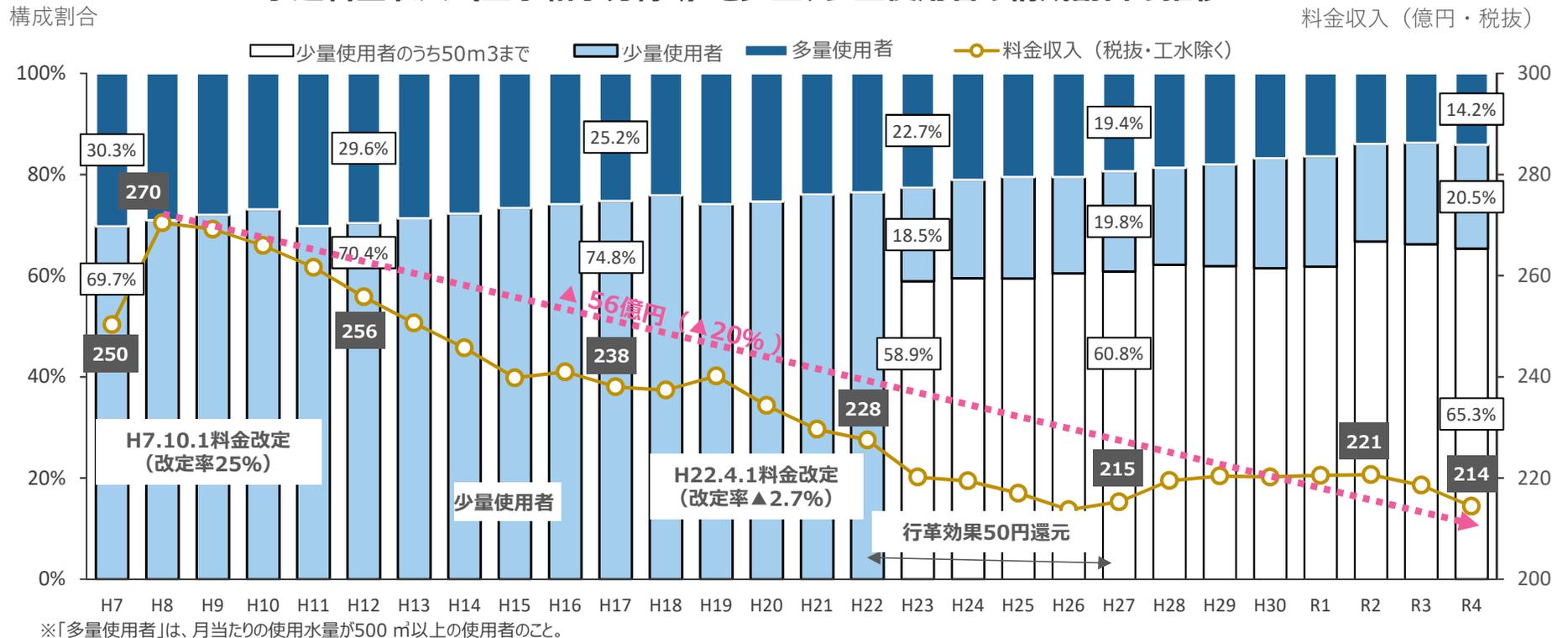


出典) H7～R4：上下水道局統計データ  
R5～R42：上下水道事業中期計画（2022-2025）策定時の水需要予測

## ■ 水道料金収入の推移

- 水道料金収入（税抜額。H22～工水への給水分27億円を除く。）は、平成8年度の270億円をピークに減少し、令和4年度は214億円となっている（ピークの平成8年度との比較で▲56億円（▲20%））。
- 令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調定水量は増加しているが、単価の高い多量使用者の減少により、料金収入はほぼ横ばいとなっている。
- 平成8年度から令和4年度にかけて、調定水量は全体として5.5%減少しているが、料金収入はこれを大きく上回る20%の減少となっており、多量使用者の減少が料金収入に与える影響が大きい。
- 下水道使用料については、平成8年度から令和4年度にかけて2度の増額改定を行っているものの、調定水量の減少に伴う減収や多量使用者の減少の傾向は、水道料金と同様である。

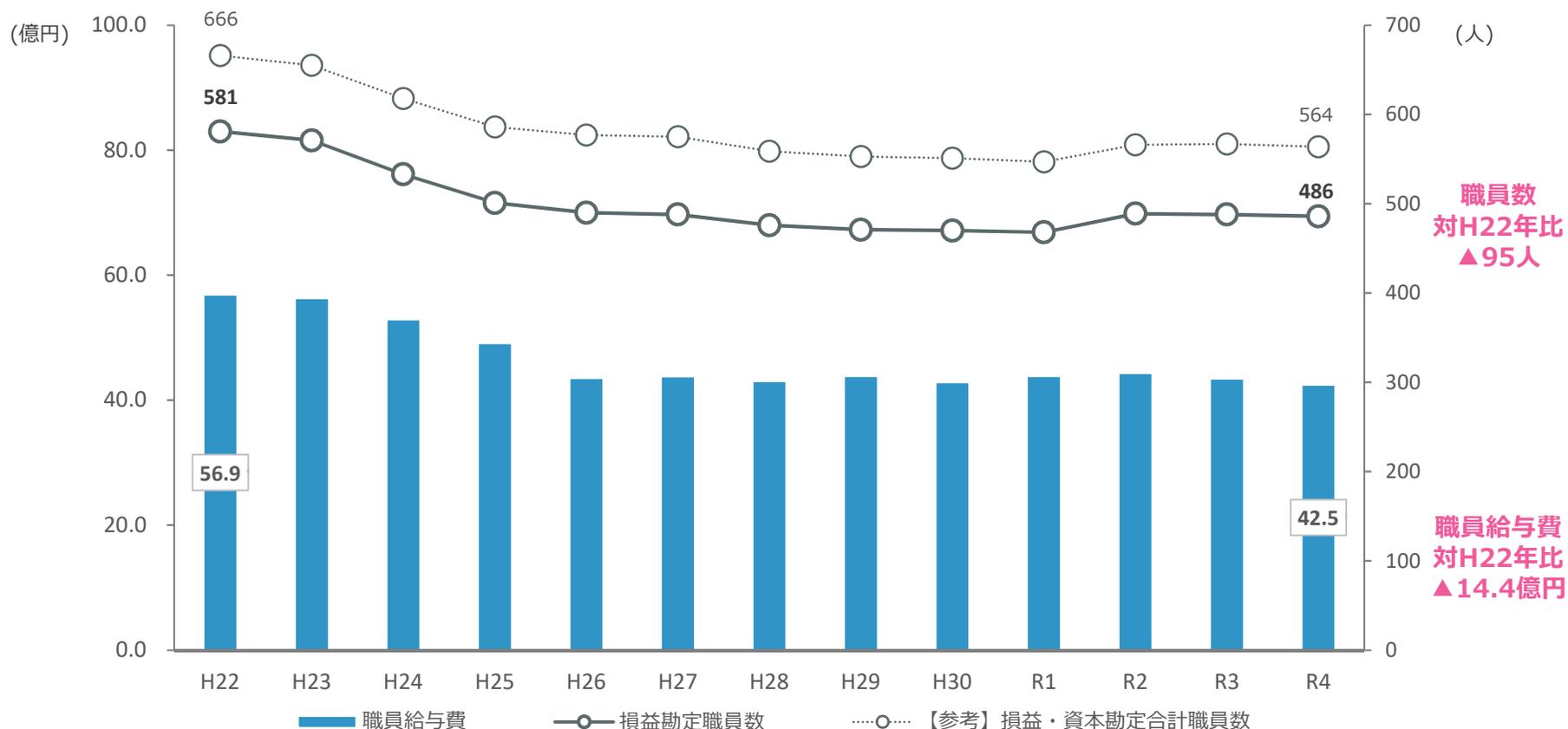
水道料金収入（工水給水分除く）と少量、多量使用者の構成割合の推移



# 1 上下水道事業を取り巻く環境

## ■ 水道職員数等の推移

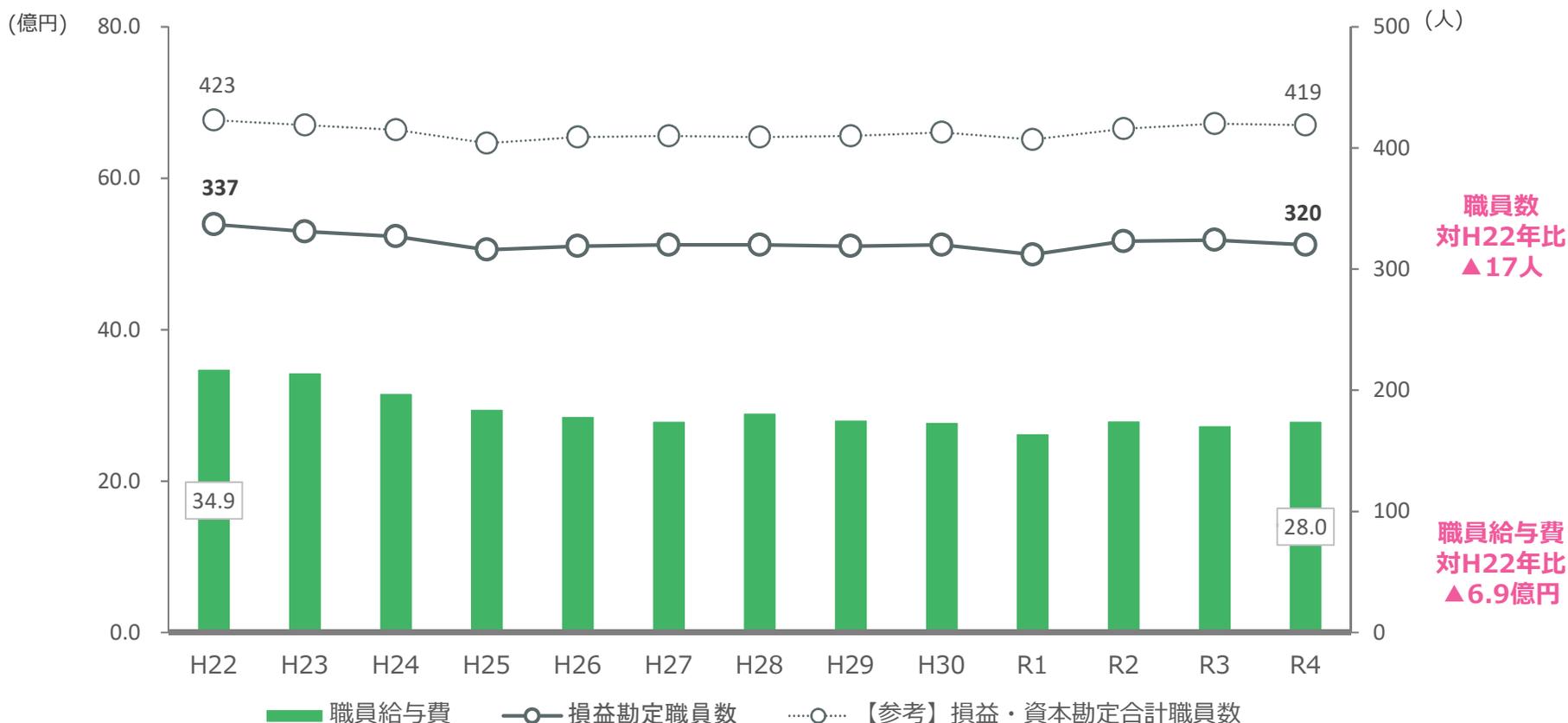
- 損益勘定職員数は、上下水道局が発足した平成22年度から令和元年度にかけて減少で推移し、令和2年度で増加に転じた後は横ばいで推移している。平成22年度と令和4年度を比較すると、95人の減少（▲16.3%）となっている。
- 職員給与費は、平成22年度と令和4年度を比較すると、14.4億円減少（▲25.3%）している。



※1 職員数は再任用職員を含み、会計年度任用職員を含まない人数である  
※2 収益的支出分のみ金額である

## ■ 下水道職員数等の推移

- 損益勘定職員数は、上下水道局が発足した平成22年度から令和4年度にかけて微減しており、平成22年度と令和4年度を比較すると、17人減少（▲5.0%）している。〔平成元年度の全職員数570人から段階的に減少推移〕
- 職員給与費は、平成22年度と令和4年度を比較すると、6.9億円減少（▲19.8%）している。



職員数  
対H22年比  
▲17人

職員給与費  
対H22年比  
▲6.9億円

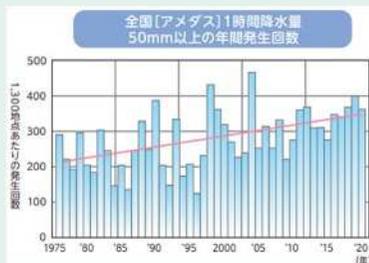
※1 職員数は再任用職員を含み、会計年度任用職員を含まない人数である  
 ※2 収益的支出分だけの金額である

## ■ 水道・下水道事業を取り巻く社会環境

### 激甚化・頻発化する自然災害

#### 台風・大雨

- 気候変動の影響により雨の降り方が変化しており、全国的に局地的な大雨の発生回数が増加している。
- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位が上昇し、排水樋管周辺地域で本市に深刻な浸水被害が発生した。



#### 大規模地震

- 平成23年の東日本大震災をはじめ、頻繁に大規模地震に見舞われ、上下水道施設への被害や断水が発生している。
- 今後30年間に高い確率で発生すると予測されている「首都直下地震」では、本市においても甚大な被害をもたらすことが想定されている。



### 地球環境への配慮

#### 地球温暖化対策（脱炭素社会の実現）

- 政府は、2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス46%削減目標等の実現にむけた取組を推進している。
- 全国の地方自治体において、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを表明する動きが加速しており、本市では、2030年の温室効果ガス排出量の削減目標等を設定し、取組を推進している。



#### 水環境の保全

- 閉鎖性水域である東京湾の水質を改善するため、東京湾流域の1都3県は「東京湾流域別下水道整備総合計画」を策定している。
- 当計画では、都県ごとに東京湾へ流出する汚濁負荷の許容量が定められ、それに基づき各下水処理施設の目標処理水質が定められている。



東京湾の赤潮（環境省HP）

## ■ 水道管路・施設の状況

- 老朽化した管路・施設の更新には多額の事業費が必要となることから、将来の水需要等を考慮しつつ、中長期的な視点で事業費の平準化を図りながら、計画的に取り組んでいく必要がある。

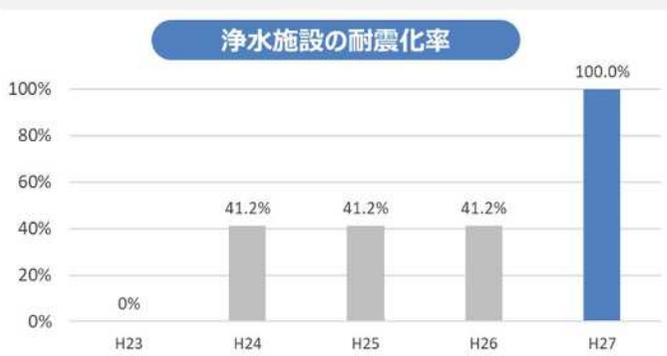
### 水道管路

本市水道事業の送・配水管などの管路は、昭和40年代に布設されたものが多くあり、減価償却年数40年を超過する水道管路は、令和4年度末時点で、総延長約2,500kmのうち約28%（716km）となっている。



### 水道施設

浄水場等の施設は、浄水施設の更新が平成27年度に完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新も概ね完了する見込みとなっている。



## ■ 下水道の処理場・ポンプ場の状況

- 多くの処理場・ポンプ場の土木・建築構造物が標準使用年数50年を超えている（下線）。
- 平成31年に入江崎水処理センター西系の再構築が完了し、現在は渡田ポンプ場、六郷ポンプ場、大師河原ポンプ場、入江崎総合スラッジセンターの再構築を行っている。
- 機械・電気設備については、長寿命化や更新を行っているが、標準使用年数（10年～30年）を超えた設備が多くある。
- 施設の耐震化は、処理機能の重要度を考慮して、段階的に実施しており、運転・制御機能がある管理棟が完了している。

### 処理場（水処理）施設

処理場名	供用開始年
入江崎水処理センター	東系： <u>昭和36年</u> 西系：平成31年 (再構築済)
加瀬水処理センター	<u>昭和48年</u>
等々力水処理センター	昭和57年
麻生水処理センター	平成元年

### 処理場（汚泥処理）施設

処理場名	供用開始年
入江崎総合スラッジセンター	平成7年 (1系焼却炉更新中)

### ポンプ場施設

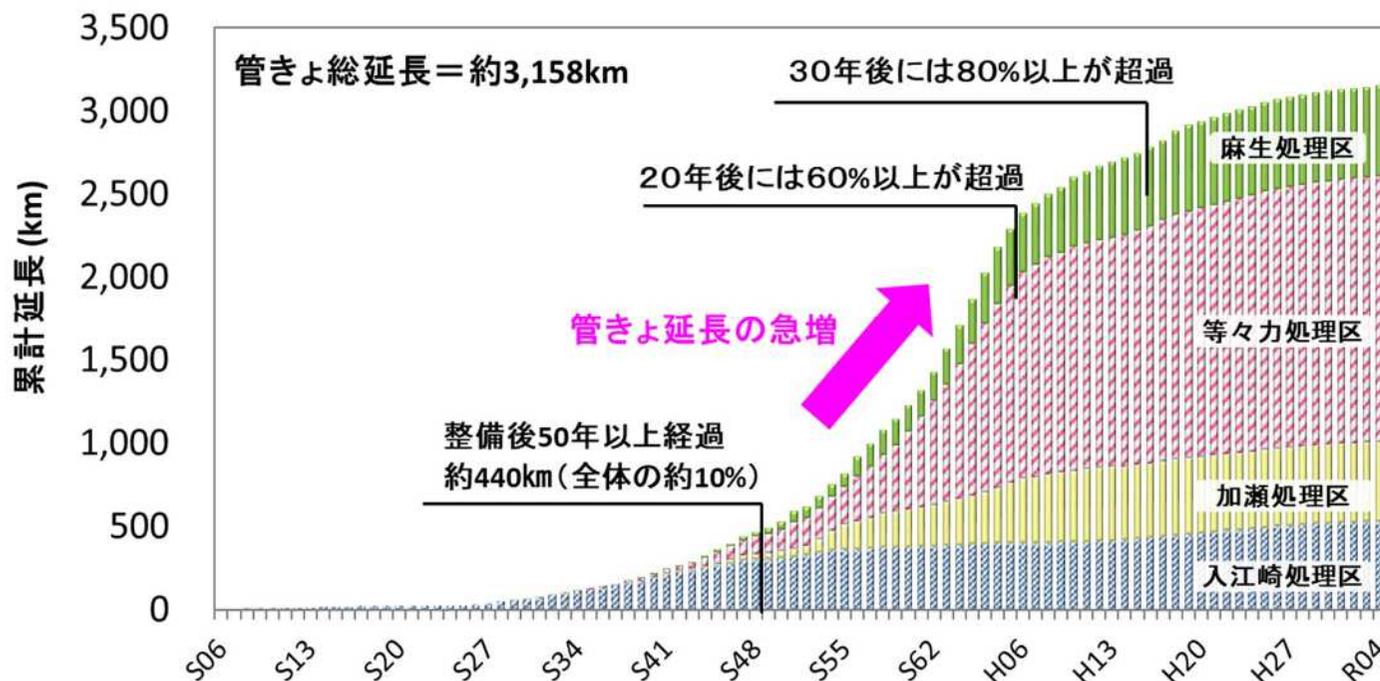
処理区	ポンプ場名	供用開始年	処理区	ポンプ場名	供用開始年
入江崎	六郷	<u>昭和10年</u> (再構築中)	加瀬	加瀬	<u>昭和36年</u>
	大島	<u>昭和13年</u>		丸子	<u>昭和37年</u>
	渡田	<u>昭和18年</u> (再構築中)		天王森	<u>昭和48年</u>
	京町	<u>昭和27年</u>		渋川	昭和50年
	古市場	<u>昭和28年</u>		江川	昭和63年
	観音川	<u>昭和28年</u>		久末	平成 3年
	大師河原	<u>昭和30年</u> (再構築中)		蟹ヶ谷	平成 3年
	小向	<u>昭和31年</u>	等々力	昭和39年	
	戸手	<u>昭和42年</u>	等々力	<u>昭和48年</u>	
			麻生	踊場	平成 3年

下線：供用年数50年以上

## ■ 下水道の管きよの状況

- 下水道処理人口普及率は99.5%に達しており、管きよ施設（合流・汚水）は概成している。
- 一方で、昭和6年から下水道整備を進めてきた南部地域で老朽化が進行している。
- 南部地域の入江崎処理区から管きよ再整備を行っており、これまでに約190kmを改築している。
- 近年の新たな管きよ整備は、浸水対策による雨水整備が多い傾向がある。

管きよの管理延長（令和4年度末時点）



項目	数値
処理区域面積	10,721ha
処理区域内人口	1,534,852人
処理人口普及率	99.5%
水洗化率（人口）	99.0%
管きよ延長	3,158km
合流管	907km
汚水管	1,604km
雨水管	647km

# 2

## 料金・使用料制度の 検討状況

### ■ 水道料金・下水道使用料制度見直しの方向性

- 安定した事業運営と持続可能な経営基盤を確保するため、経営環境の変化に対応した料金・使用料制度への見直しが必要
- 法令に示された水道料金・下水道使用料決定の原則に基づき、「**受益者負担の公平性の確保**」及び「**安定経営の確保**」が図られた水道料金及び下水道使用料制度と、適正な水準への見直しを行うことが望ましい。

#### 見直しの背景

目指す姿

- ① 安定した事業運営
- ② 持続可能な経営基盤の確保

課題

- ① 事業運営に係る課題
  - ・増加が見込まれる耐用年数超過施設の更新の必要性
  - ・地震などの災害予防の必要性
- ② 経営基盤に係る課題
  - ・水需要構造の変化に伴う料金・使用料収入の減少
  - ・物価高騰に伴う事業費用の増加
  - ・将来の施設更新に伴う企業債残高の増加

現状

#### 見直しの方向性

##### 水道料金・下水道使用料決定の原則

〔地方公営企業法第21条、水道法第14条第2項各号、下水道法第20条第2項各号〕

- ・ **公正妥当**
- ・ 適正な原価を基礎として **健全な運営を確保** することができるように算定
- ・ 特定の者に対して **不当な差別的取扱いをするものであってはならない**

低廉な生活用水・排水に配慮しつつ、  
**「受益者負担の公平性の確保」**  
**「安定経営の確保」**  
を両立した制度への見直し

## 2 料金・使用料制度の検討状況

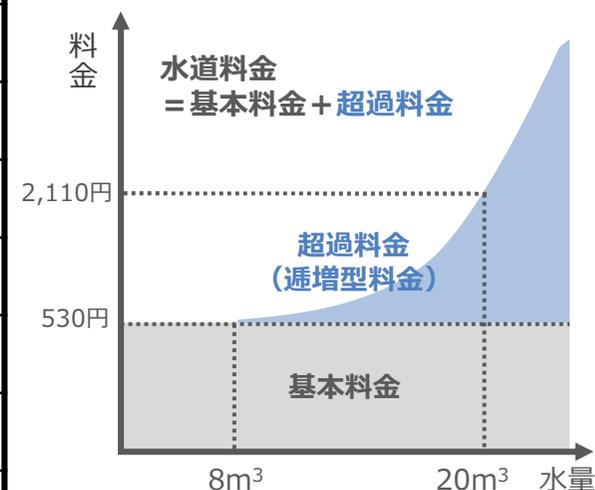
### ● 川崎市の現行の水道料金

水道料金表（H22.4.1以降適用・税抜）

逓増型料金体系

用途	基本料金	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
専用給水装置 （単一料金体系）	基本水量制 使用水量 8m <sup>3</sup> まで 530円	9m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup> 95円
		11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 139円
		21m <sup>3</sup> ~ 25m <sup>3</sup> 185円
		26m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup> 194円
		31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> 209円
		51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> 253円
		101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> 278円
		201m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup> 329円
		501m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup> 343円
		1,001m <sup>3</sup> ~ 357円
公衆浴場用	同上	46円
共用給水装置	使用水量 1戸 5m <sup>3</sup> まで 260円	46円

### ● 水道料金のイメージ（専用給水装置）



### ● 水道料金の計算例（専用給水装置）

1月当たり20m<sup>3</sup>使用の場合

基本料金（8m<sup>3</sup>まで）：**530円**

超過料金（8m<sup>3</sup>を超える分）

9m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで：95円×2m<sup>3</sup>

11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで：139円×10m<sup>3</sup>

∴190円 + 1,390円 = **1,580円**

∴**530円 + 1,580円 = 2,110円**

## 2 料金・使用料制度の検討状況

### ●大都市水道料金体系比較（R7.4.1時点）

事業者	料金体系	基本水量 (m <sup>3</sup> )	単身世帯料金 ※1 (税抜・1月あたり・ 9m <sup>3</sup> )	4人世帯料金※2 (税抜・1月あたり・ 14m <sup>3</sup> )	最高単価 (税抜・1m <sup>3</sup> )	逓増度 ※3
川崎市	単一	8	625 円	1,276 円	357 円	4.96
札幌市	口径別/用途別	10	1,320 円	2,120 円	375 円	2.84
仙台市	口径別	なし	1,300 円	2,790 円	310 円	2.25
さいたま市	口径別	8	1,065 円	2,130 円	395 円	3.19
東京都	口径別	5	948 円	1,792 円	404 円	4.16
横浜市	口径別	なし	920 円	1,681 円	463 円	4.78
新潟市	口径別	なし	1,594 円	3,770 円	218 円	1.33
静岡市	口径別	なし	1,240 円	1,728 円	195 円	1.50
浜松市	口径別	なし	960 円	1,424 円	200 円	2.00
名古屋市	口径別/用途別	6	655 円	1,726 円	317 円	4.77
京都市	口径別	5	960 円	1,678 円	326 円	3.36
大阪市	用途別	なし	940 円	1,338 円	358 円	3.77
堺市	口径別	なし	983 円	1,508 円	332 円	3.25
神戸市	口径別/用途別	5	1,000 円	1,670 円	285 円	2.82
岡山市	口径別	なし	1,110 円	2,172 円	255 円	2.24
広島市	口径別/用途別	なし	805 円	1,284 円	241 円	2.98
北九州市	口径別	なし	770 円	1,488 円	310 円	3.97
福岡市	口径別/用途別	なし	1,003 円	2,120 円	387 円	3.79
熊本市	口径別	なし	1,035 円	1,930 円	290 円	2.76

川崎市上下水道局調べ（R7.4時点）

政令指定都市および東京都との比較（水道料金比較については、千葉市と相模原市は大部分が県営水道のため除く）

※1 口径別料金体系では口径13mmの料金を記載

※2 口径別料金体系では口径20mmの料金を記載

※3 逓増度 = 最高単価 ÷ 最低単価（1月10m<sup>3</sup>使用時における1m<sup>3</sup>当たりの単価）

## 2 料金・使用料制度の検討状況

### ●大都市水道料金体系比較（まとめ）

料金体系	まとめ
単一料金制	・口径別料金体系を採用していないのは、19都市の中で <b>川崎市を含む2都市のみ</b> ・ <b>単一料金体系は本市のみ</b>
基本水量制	・基本水量を設定しているのは、19都市の中で <b>川崎市を含む7都市</b>
逡増料金制	・逡増度について、川崎市は、19都市の中で <b>最も高い</b> 。
二部料金制	・単身世帯料金（税抜き・1月あたり9m <sup>3</sup> ）・4人世帯料金（税抜き・1月あたり14m <sup>3</sup> ）について、川崎市は19都市の中で <b>最も安価</b>

川崎市上下水道局調べ（R7.4時点）

## 2 料金・使用料制度の検討状況

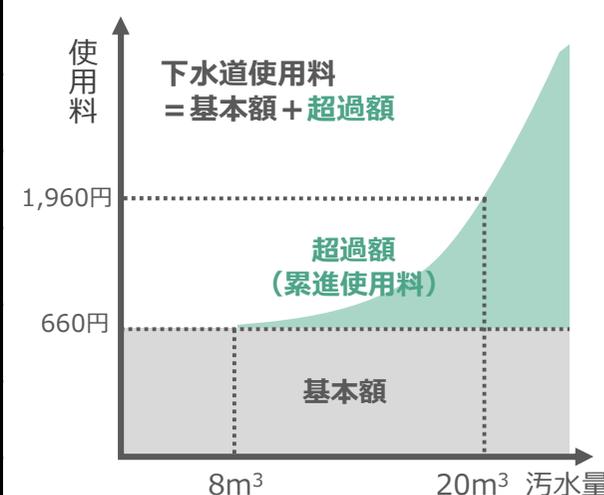
### ● 川崎市の現行の下水道使用料

下水道使用料表（H16.4.1以降適用・税抜）

累進使用料体系

種別	基本額	超過額（1m <sup>3</sup> につき）
単一 使用料体系 一般汚水	基本水量制 汚水量 8 m <sup>3</sup> まで 660円	9m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup> 10円
		11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 128円
		21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup> 164円
		31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> 242円
		51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> 303円
		101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> 364円
		201m <sup>3</sup> ~ 600m <sup>3</sup> 393円
		601m <sup>3</sup> ~ 2,000m <sup>3</sup> 422円
		2,001m <sup>3</sup> ~ 5,000m <sup>3</sup> 446円
		5,001m <sup>3</sup> ~ 475円
公衆浴場 汚水	汚水量10m <sup>3</sup> まで 110円	11円
共用汚水	汚水量 1戸 5 m <sup>3</sup> まで 60円	12円

### ● 下水道使用料のイメージ（一般汚水）



### ● 下水道使用料の計算例（一般汚水）

1月当たり20m<sup>3</sup>使用の場合

基本額（8 m<sup>3</sup>まで）：**660円**  
 超過額（8 m<sup>3</sup>を超える分）  
 9m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで：10円×2m<sup>3</sup>  
 11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで：128円×10m<sup>3</sup>  
 ∴20円+1,280円=**1,300円**  
 ∴**660円+1,300円=1,960円**

## 2 料金・使用料制度の検討状況

### ●大都市下水道使用料体系比較（R7.4.1時点）

事業体	基本水量 (m <sup>3</sup> )	単身世帯使用料 (税抜・1月あたり・9m <sup>3</sup> )	4人世帯使用料 (税抜・1月あたり・14m <sup>3</sup> )	最高単価 (税抜・1m <sup>3</sup> )	累進度 ※
川崎市	8	670 円	1,192 円	475 円	6.99
札幌市	10	600 円	868 円	237 円	3.95
仙台市	10	703 円	1,119 円	420 円	5.97
さいたま市	なし	819 円	1,396 円	413 円	4.94
千葉市	なし	758 円	1,244 円	379 円	4.88
東京都	8	670 円	1,220 円	345 円	4.42
横浜市	8	650 円	1,142 円	472 円	7.04
相模原市	8	781 円	1,256 円	237 円	2.71
新潟市	10	1,190 円	1,822 円	314 円	2.64
静岡市	なし	1,240 円	1,775 円	220 円	1.73
浜松市	なし	1,470 円	1,978 円	212 円	1.40
名古屋市	10	560 円	992 円	254 円	4.54
京都市	5	690 円	1,152 円	218 円	3.11
大阪市	10	550 円	794 円	234 円	4.25
堺市	なし	1,115 円	1,725 円	395 円	3.39
神戸市	5	580 円	1,000 円	265 円	4.42
岡山市	なし	1,096 円	1,790 円	424 円	3.66
広島市	6	710 円	1,139 円	344 円	4.81
北九州市	10	634 円	1,198 円	412 円	6.50
福岡市	なし	877 円	1,498 円	515 円	5.79
熊本市	なし	930 円	1,419 円	310 円	3.29

川崎市上下水道局調べ（R7.4時点）

政令指定都市および東京都との比較

※ 累進度 = 最高単価 ÷ 最低単価（1月10m<sup>3</sup>使用時における1m<sup>3</sup>当たりの単価）

## 2 料金・使用料制度の検討状況

### ●大都市下水道使用料体系比較（まとめ）

料金体系	まとめ
基本水量制	・基本水量を設定しているのは、21都市の中で <b>川崎市を含む13都市</b>
累進使用料制	・累進度について、川崎市は、21都市の中で <b>2番目に高い。</b>
二部使用料制	・単身世帯使用料（税抜き・1月あたり9m <sup>3</sup> ）について、川崎市は、21都市の中で <b>7番目に安価</b> ・4人世帯使用料（税抜き・1月あたり14m <sup>3</sup> ）について、川崎市は、21都市の中で <b>9番目に安価</b>

川崎市上下水道局調べ（R7.4時点）

### ■ 水道料金・下水道使用料関係の各種制度と課題

各種制度	課題（見直しの必要性）
単一料金制（水道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>大口使用者や小口使用者の別を問わず一律に基本料金が低廉であるため、受益者負担の観点で課題がある。</li> </ul>
基本水量制（水道・下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生上の配慮から、一定水量内の料金等を低廉かつ定額とし、上下水道の使用を促してきたが、普及率がほぼ100%に達するなど、公衆衛生の向上が図られている。</li> <li>基本水量以内の利用者（件数でみて、全体の4割弱）にとっては、節水が料金に反映できないなど、不公平が生じている。</li> </ul>
逡増料金制（水道） 累進使用料制（下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度経済成長期の大口需要抑制のために導入された制度であるが、大口需要が減少している現状においては、その意義が薄れてきている。</li> <li>本市の水道料金・下水道使用料は逡増度（累進度）が高いため、大口需要の減少が料金収入に与える影響が大きく、安定経営の面から課題がある。</li> <li>他都市に比べ、水量区画が多く、料金・使用料の算定が複雑となっている。</li> </ul>
二部料金制（水道） 二部使用料制（下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定費を基本料金で回収することが原則だが、現状は超過料金で大部分を回収しており、受益者負担と安定経営の観点から課題がある。</li> </ul>

## ■ 検討の方向性

### 単一料金制

#### 水道

- 水道メーターの口径の大小によって基本料金に差を設ける口径別料金体系は、**数値化された明瞭な基準により**、口径別の潜在的な水需要とともに、生活用水利用か、それ以外かを判断し、**料金を区別することから**、**単一料金体系と比べ固定費を基本料金で回収しやすく、経営の安定化に資する料金体系**である。

また、使用者の需要量に応じた施設規模をあらかじめ準備しており、その**需要量は水道メーターの口径に比例して大きくなるため**、**受益者負担の観点**からも、水道メーター口径に応じた原価を配賦し料金を設定できる**口径別料金制への移行に向け検討を進めるべきである。**

※日本水道協会の「水道料金算定要領」では、**口径別料金体系が原則**とされている。

単一料金制（川崎市）

用途	基本料金	超過料金（1㎡につき）		
		9~10㎡	11~20㎡	...
専用給水装置	8㎡まで 530円	95円	139円	...
公衆浴場用	8㎡まで 530円	46円		
共用給水装置	1戸5㎡まで 260円	46円		

異なる口径でも、一律に料金が設定されてしまう。

口径別料金制

口径	基本料金	超過料金（1㎡あたり）		
		0~10㎡	11~30㎡	...
13mm	269円	52円		
20mm	588円	62円		
...	...	...		

潜在的な水需要の異なる口径ごとに料金を設定できる。

## ■ 検討の方向性

### 基本水量制

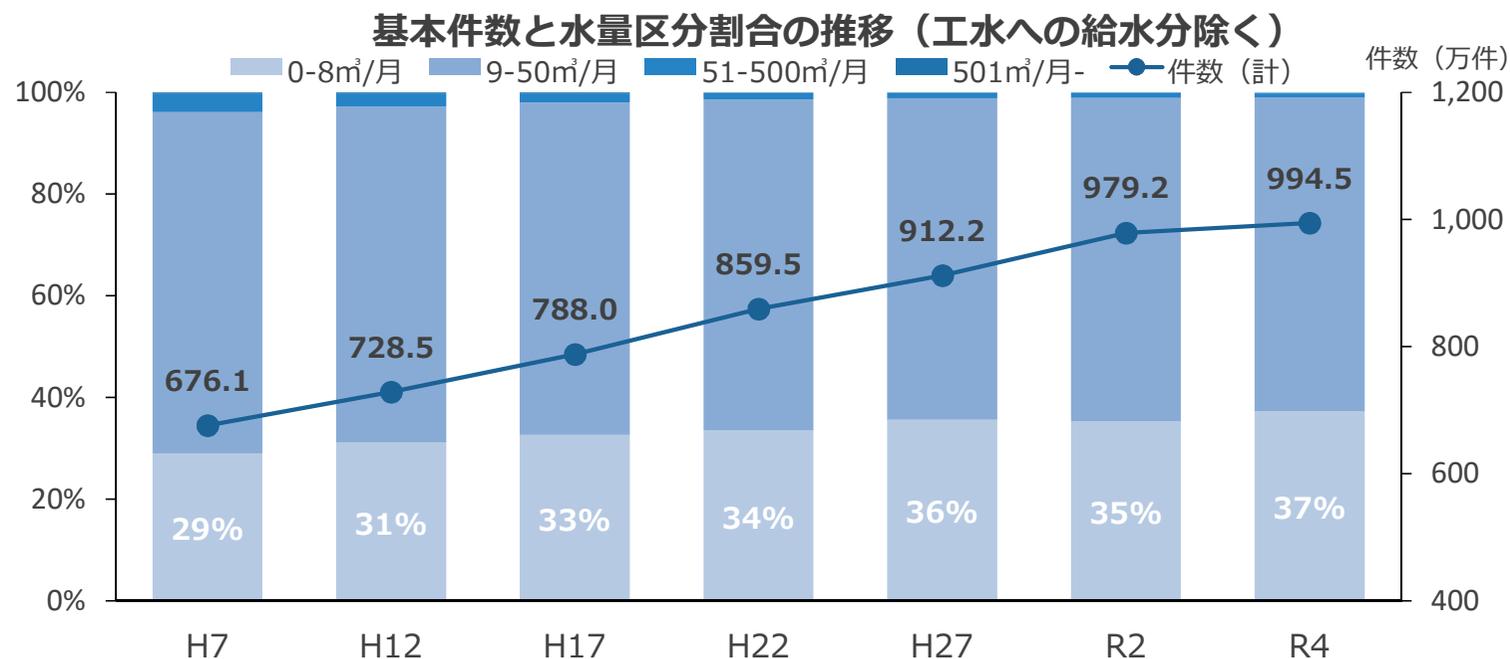
水道

下水

- 公衆衛生の向上といった基本水量制導入の目的が達成しているとともに、基本水量以下の使用者が増加し、**基本水量内の使用者に不公平が生じている実態を踏まえ**、低廉な生活用水（一般家庭等の少量使用者）への配慮を行いながら、**基本水量制の廃止又は基本水量の引き下げに向けた検討を行う必要がある。**

※日本水道協会の「水道料金算定要領」では、基本水量を付与しないことが原則とされている。

※日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」では、基本水量の有無は原則・特例といった取り扱いはなく並列に取り扱われており、各自治体において**実態等を踏まえて検討する必要がある**とされている。



## ■ 検討の方向性

### 逓増料金制・累進使用料制

#### 水道

- 川崎市は**逓増度が高く大口使用者に依存した収入構造**となっている。
- 大口使用者の節水意識が進み調定水量が減少する中、**安定した事業基盤を構築するためには**、一般家庭等の小口使用者の負担に配慮し、**逓増料金制を継続しつつ逓増度を緩和**すべきである。

※日本水道協会の「水道料金算定要領」では、逓増または逓減料金制は特別措置とされており、**均一型の従量料金が原則**とされている。

#### 下水

- 川崎市は**累進度が高く大口使用者に依存した収入構造**となっている。
- 施設整備の面からは大口使用者ほど多くの費用負担をすべきという累進使用料制の合理性は依然として残っていると考えられることから、大口使用者の節水意識が進み調定水量が減少する中、**安定した事業基盤を構築するためには**、小口使用者の負担に配慮し、**累進使用料制を継続しつつ累進度を緩和**すべきである。

※日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」では、大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨で、**累進使用料制の妥当性を認めており**、累進度については**各自治体の実態等を適切に勘案し、使用者間の負担の公平性の観点も留意したうえで設定すべき**とされている。

#### 水道

#### 下水

- **他都市に比べ多く設定されている水量区画**は、過去の料金設定における、利用者に対するきめ細かな配慮の結果ともいえるが、一方で**料金算定を複雑化していることも否めない**ため、水道・下水のバランスや使用実態を考慮しながら、**水量区画は縮小すべき**である。

※日本水道協会の「水道料金算定要領」では、逓増制を採用する場合、水量区画を概ね**3ないし5段階**とされている。  
 ※日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」では、**水量区分は各自治体にて慎重に検討すべき**とされている。



## ■ 検討の方向性

### 二部料金制・二部使用料制

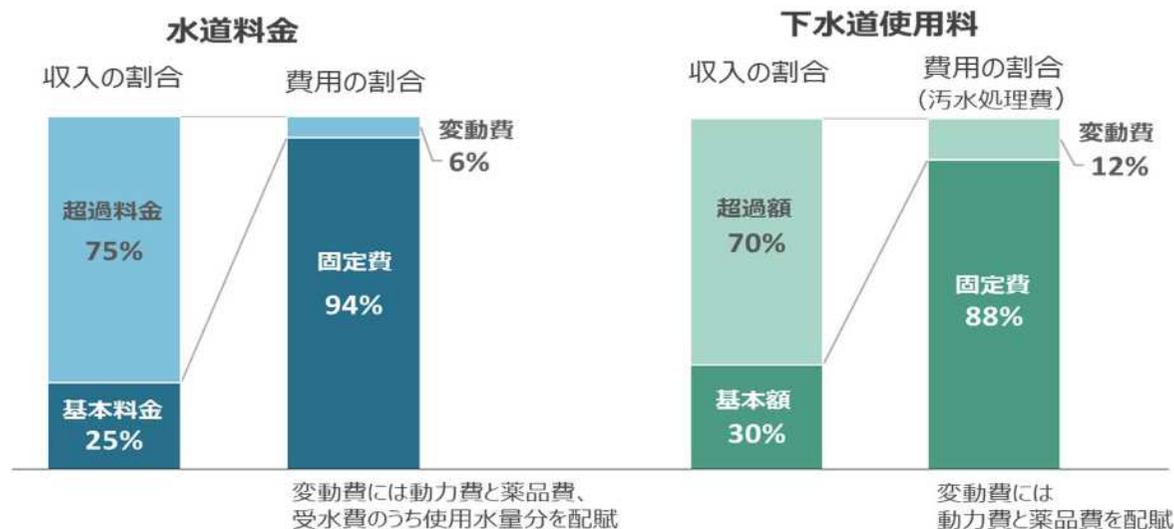
水道      下水

- 本来、基本料金で回収すべき固定費の大部分を調定水量によって変動する超過料金で回収しているが、今後、調定水量の減少が見込まれる中では安定的な事業運営の観点から課題がある。
- 各利用者の負担割合に配慮しながら、固定費を回収する基本料金の割合を検討する必要がある。
- なお、水道料金の各利用者の負担割合については、口径別料金制の導入と併せて検討する必要がある。

※日本水道協会の「水道料金算定要領」では、二部料金制が原則とされている。

※日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」では、二部使用料制が前提とされている。

### 収入と費用の対応関係イメージ（R4）



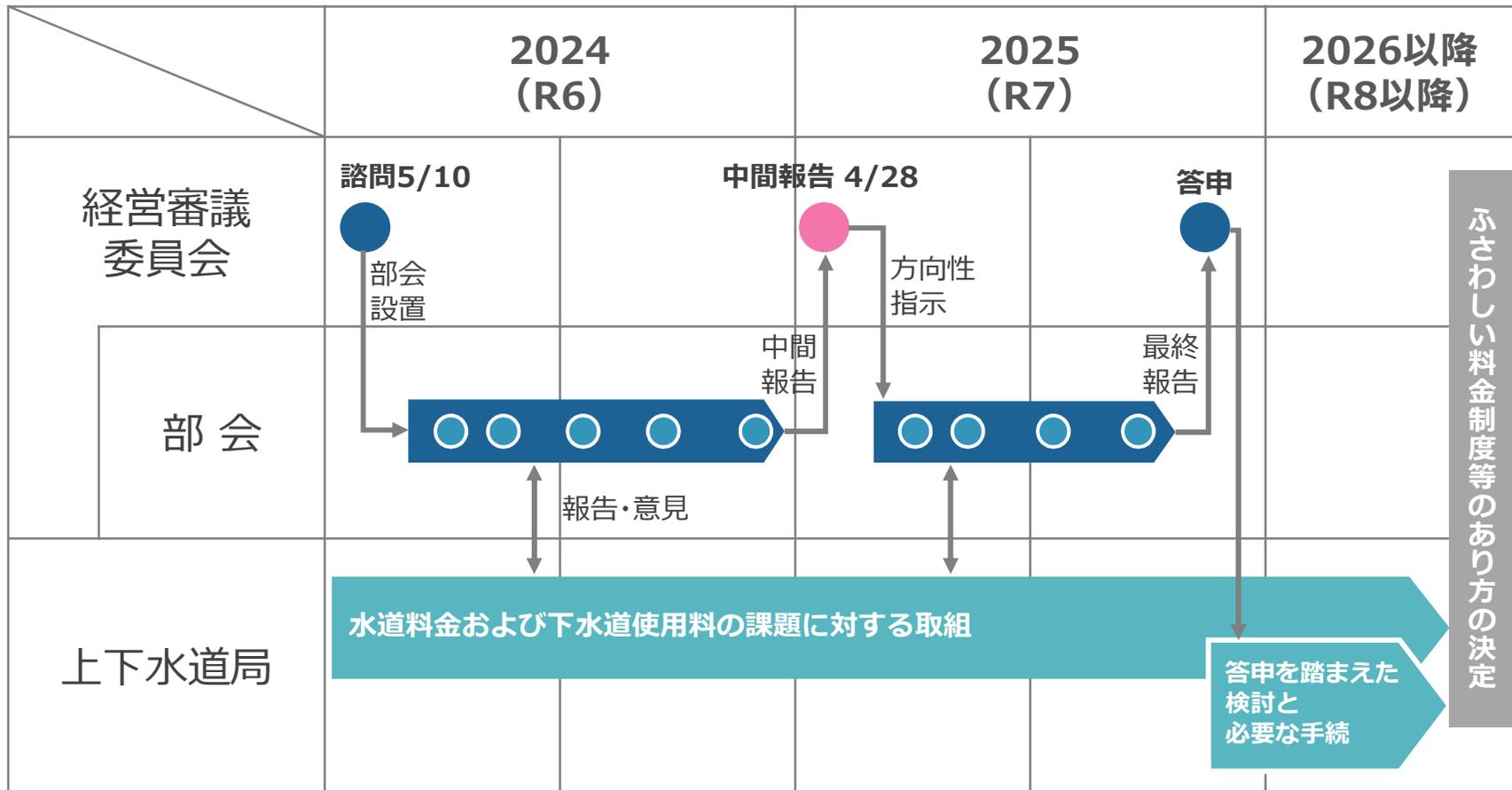
### ■ 各種制度検討の方向性（まとめ）

各種制度	方向性（水道料金）	方向性（下水道使用料）
単一料金制（水道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口径別料金制への移行</li> </ul>	—
基本水量制（水道・下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本水量の廃止又は引下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本水量の廃止又は引下げ</li> </ul>
逦増料金制（水道） 累進使用料制（下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 逦増料金制を継続しつつ逦増度を緩和</li> <li>● 下水とのバランス及び使用実態を考慮した水量区画に縮小</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 累進使用料制を継続しつつ累進度を緩和</li> <li>● 水道とのバランス及び使用実態を考慮した水量区画に縮小</li> </ul>
二部料金制（水道） 二部使用料制（下水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口径別料金制の導入と併せ、固定費を回収する基本料金の割合の水準を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定費を回収する基本使用料の割合の水準を検討</li> </ul>

# 3

予定スケジュール

- 本市にふさわしい料金制度等のあり方の決定を目指して計画的に検討を進める。



# 參考資料

川崎市上下水道事業経営審議委員会委員名簿(敬称略)

	委員名	役職名
学識経験者 (8人)	磯 貝 和 敏	公認会計士
	井 出 多 加 子	成蹊大学経済学部 名誉教授
	鎌 田 素 之	関東学院大学理工学部 准教授
	○ 齋 藤 利 晃	日本大学理工学部 教授
	◎ 長 岡 裕	東京都市大学名誉教授
	中 野 英 夫	専修大学経済学部 教授
	西 川 雅 史	青山学院大学経済学部 教授
	見 山 謙 一 郎	昭和女子大学人間社会学部 教授
団体推薦 (5人)	石 山 一 可	川崎商工会議所 副会頭
	岩 澤 達 夫	川崎市全町内会連合会 理事
	島 田 典 子	国際ソロプチミスト川崎 アシスタントトレジャラー
	たて 舘 克 則	川崎地域連合 事務局長
	わた 渡 部 さ と 子	川崎市生活協同組合運営協議会 幹事
公募 (2人)	伊 藤 真 冬	公募委員
	やま 山 下 美 穂	公募委員

注1:各区分ごとに五十音順

注2:◎は委員長、○は副委員長